離島の低炭素地域づくり推進事業実施要領

第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱(平成29年4月3日付け環地温発第17040316号。以下「交付要綱」という)第4条第6項の規定に基づき、同条第1項第四号に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、低炭素社会の実現を図ることを目的とする。

第2 事業の実施方法等

(1)対象事業の要件

離島の特性を踏まえた先導的な再生可能エネルギー・省エネルギー等設備を導入する 事業であって、次のすべての要件に適合したものを対象とする。

- ア 導入する再生可能エネルギー発電設備及びその付帯設備が以下の要件を満たすこと。
 - (ア) 太陽光、風力、小水力発電(定格出力1,000kW未満のもの)、地熱(温泉発電)、バイオマス等の設備であって、既に導入の実績があり発電量の算定が可能な設備
 - (イ) 蓄電池、配電線、変圧器等及びこれらの付帯設備であって、その他(ア)の 設備を運用する上で直接必要な設備
- イ 再生可能エネルギー熱設備をアの設備と併せて導入する場合は、アの設備により 電気を供給する需要家を対象とするなどの密接な関連が認められ、かつ、導入する 設備が以下の要件を満たすこと
 - (ア) 太陽熱、バイオマス熱又は温泉熱利用設備であること
 - (イ) その他の再生可能エネルギー熱設備であって CO2 削減率が 10%以上かつ CO2 削減費用が 1 トンあたり 1 万円以下であるもの
 - (ウ) 付帯設備については、(ア) 又は(イ) の設備を運用する上で直接必要なも のに限る
- ウ 省エネルギー設備をアの設備と併せて導入する場合は、アの設備により電気を供給する需要家を対象とするなどの密接な関連が認められ、かつ、導入する設備が以下の要件を満たすこと
 - (ア) 空気熱・地中熱利用ヒートポンプ、燃料電池又はガスコジェネレーション設備であること
 - (イ) その他の省エネルギー設備であって CO2 削減率が 10%以上かつ CO2 削減費用

が1トンあたり1万円以下であるもの

- (ウ)付帯設備については、(ア)又は(イ)の設備を運用する上で直接必要なも のに限る
- エ ア〜ウに掲げる設備について、補助事業期間内に設置が完了されること
- オ アの再生可能エネルギー発電設備を補助対象設備に含める場合は、固定価格買取制度による売電を行わないこと。なお、補助対象設備に再生可能エネルギー発電設備を含めない場合においても、アの再生可能エネルギー発電設備を新規に導入すること。

(2) 補助金の交付の対象となる経費

補助金の対象となる費用は、平成30年2月28日までに行われる事業で、かつ平成30年2月28日までに支払が完了するもの(補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から2週間以内に領収書を環境省に提出することとする。)とし、事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費であって交付要綱に掲げる経費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費とする。

事業は交付決定日以降に行うこととし、交付決定前に発注等があった場合については、補助金の交付の対象外とする。

(3) 補助対象外経費

以下の経費は対象としない。

- ア 事業に必要な用地の確保に要する経費
- イ 建屋の建設(簡易なものを除く。)にかかる経費
- ウ 事業実施に携わる機関の事業内容に照らして当然備えているべき機器、汎用性の 高い備品等(パソコン、机、椅子、事務機器等)の購入費
- エ 学会、講演会等、事業に直接関係のない会議の参加のための旅費
- オ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- カ 事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- キ 既存施設・設備等の撤去費
- ク その他事業の実施に直接関連のない経費

(4)維持管理

導入した設備は、補助事業申請者及び事業主体の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

(5) 二酸化炭素削減量の把握等

補助事業者は、補助事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握すること。また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(6) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業に係る設備等の使用開始の日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、事業の実績、二酸化炭素の削減量及び波及効果等を毎年度取りまとめた事業報告書を別紙様式により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに提出するものとする。

附則

この実施要領は、平成29年4月3日から施行する。

番号年月日

環境大臣殿

補助事業者住所氏名又は名称代表者の職・氏名

囙

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(離島の低炭素地域づくり推進事業)

平成 年度事業報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(離島の低炭素地域づくり推進事業)について、 実施要領第2の(5)項に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 事業の概要

【事業で導入した設備の概要を記入する。】

- 2. 二酸化炭素の削減量
- (1)削減量及び削減率(実績)

【事業の実施による本報告の対象とする年度における二酸化炭素の削減量及び削減率について、算定方法及び算定根拠と併せて記入する。】

- (2) 完了実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因
- 注 交付規程第4条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が 報告すること。